

湯河原町議会傍聴規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(傍聴人の定員) 第3条 一般席の定員は、20人と する。 (傍聴券) 第5条 議長は、必要があると認 めるときは、前条の規定にかか わらず傍聴券を交付することが できる。</p> <p>2 (略) 3 (略) 4 <u>傍聴人</u>は、係員から要求を受 けたときは、傍聴券を提示し、 傍聴を終え退場しようとする ときは、これを返還しなければ ならない。 (傍聴席に入ることができない 者) 第7条 次の各号のいずれかに該 当する者は、傍聴席に入ること ができない。</p> <p>(1) <u>銃器、棒、つえその他人 に危害を加え、又は迷惑を 及ぼすおそれのある物を携 帯している者</u></p> <p>(2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、 プラカード、旗、のぼり、 垂れ幕、かさの類を携帯し ている者</u></p> <p>(3) <u>はち巻、腕章、たすき、 リボン、ゼッケン、ヘルメ ットの類を着用し、又は携 帯している者</u></p> <p>(4) <u>ラジオ、拡声器、無線 機、マイク、録音機、写真 機、映写機の類を携帯して いる者。ただし、第9条の 規定により、撮影又は録音</u></p>	<p>(傍聴人の定員) 第3条 一般席の<u>傍聴人の定員</u> は、20人とする。 (傍聴券) 第5条 議長は、必要があると認 めるときは、前条の規定にかか わらず傍聴券を交付することが できる。</p> <p>2 (略) 3 (略) 4 <u>傍聴券の交付を受けた者は、</u> 係員から要求を受けたときは、 傍聴券を提示し、傍聴を終え退 場しようとするときは、これを 返還しなければならない。 (傍聴席に入ることができない 者) 第7条 次の各号のいずれかに該 当する者は、傍聴席に入ること ができない。</p> <p>(1) <u>銃器、刃物、棒その他他 人に危害を加えるおそれの ある物を携帯している者</u></p> <p>(2) <u>ビラ、垂れ幕、たすきそ の他の議場に現在する者に 対する示威的行為のために 使用されるおそれがあると 認められる物を携帯し、又 は着用している者</u></p>	<p>削る。</p> <p>削る。</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>等をすることにつき議長の許可を得た者を除く。</u></p> <p>(5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</u></p> <p>(6) <u>げた、木製サンダルの類を履いている者</u></p> <p>(7) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(8) <u>異様な服装をしている者</u></p> <p>(9) <u>その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 議長は、必要と認めるときは、<u>傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u> (傍聴人の守るべき事項) 第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。 (1) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</u></p> <p>(2) <u>談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。</u></p> <p>(3) <u>はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張</u></p>	<p>(3) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(4) <u>その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 議長は、必要と認めるときは、<u>会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項) 第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。 (1) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u></p>	<p>削る。</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p>(6) <u>みだりに席を離れないこと。</u></p> <p>(7) <u>不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。</u></p> <p>(8) <u>携帯電話は、使用することができないよう電源を切ること。</u></p> <p>(9) <u>その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p><u>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</u></p> <p><u>第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p><u>第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。</u></p>	<p>(2) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u></p> <p>(3) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。</u></p> <p>(5) <u>その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p><u>第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。</u></p>	<p>削る。</p> <p>新規；</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>(係員の指示) <u>第11条</u> 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置) <u>第12条</u> 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p>	<p>(係員の指示) <u>第10条</u> 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置) <u>第11条</u> 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。 <u>(準用)</u> <u>第12条</u> <u>第2条から前条までの規定は、湯河原町議会委員会条例(昭和33年湯河原町条例第7号)第1条第1項に規定する常任委員会、同条例第1条の2第1項に規定する議会運営委員会及び同条例第3条に規定する特別委員会並びに湯河原町議会会議規則(昭和40年湯河原町議会規則第2号)第115条第1項に規定する全員協議会(以下これらを「委員会等」という。)における傍聴について準用する。この場合において、第3条中「20人」とあるのは「6人」と、第5条第1項、第7条第2項及び第3項、第8条第4号並びに前条中「議長」とあるのは「委員会等の長」と読み替えるものとする。</u> 附 則 この規則は、令和7年2月20日から施行する。</p>	<p>新規</p>

